



ASA SPC

ASA Shipping Policy Committee

c/o Japanese Shipowners' Association
Kaiun-Building, 6-4 Hirakawa-cho 2-chome
Chiyoda-ku Tokyo Japan 102-8603
E-mail : int@jsanet.or.jp
Tel:+81-3-3264-7180 Fax:+81-3-5226-9166

2018年3月15日：東京

< 試 訳 >

会議概要

アジア船主協会 (ASA)

海運政策委員会 (SPC) 第30回中間会合

ASA SPCの第30回中間会合は、ASAメンバーであるアセアン、台湾、香港、日本、韓国の各船主協会から15名が出席し、2018年3月15日に東京で開催された。出席者名簿は添付のとおり。これまでの会合同様、SPCメンバーは同席の顧問弁護士による監視の下、会合プログラム全体に亘り、関係する競争法を遵守した。今次会合の概要は次のとおりである。

1. 委員会名称および活動

当委員会の名称に関し、2017年11月のASA会長会議の決定に従い、活動内容をより正確に反映するため、これまでの SHIPPING・エコノミクス・レビュー委員会(SERC)から海運政策委員会(SPC)に変更することが了承された。出席者は、関連する法令の継続的な遵守確保のため、活動の中心を諸規制、税制、貿易政策、関税問題、運河・インフラ問題、マクロ経済問題、政策広報とすることも確認した。

2. 国際的な海運政策動向

ICSのサイモン・ベネット副事務局長より、最近の米国大統領の関税に関する大統領令および同令を巡る国際的波紋、多国間貿易協定、造船助成、SOx・CO2排出に関する環境規制等の広範な海運政策問題に関しプレゼンテーションがなされた。出席者は世界の持続的発展に向け、アジア船主が一層の環境対策の促進を後押ししていくことの重要性を認識した。また、海運からのCO2排出削減は地球規模の問題であり、こうした問題については、一方的あるいは地域的な措置ではなく、IMOによる地球規模での対策を通じてのみうまく解決が図られるとの認識で一致した。

3. 世界の保護主義的措置

出席者は最近、米国、インドネシア、ロシア（ロシアの場合、国際海運への影響は確認中）を含むいくつかの世界主要地域において、長年の国際慣行および海運自由の原則に反する動きがあることを懸念した。当委員会は、米国タンカー船隊および米国人船員の拡充を目的として、一定の割合のLNGおよび原油の輸出を米国籍船に限るとする米議会法案について、引き続き注視を続けることで合意した。石炭・粗パーム油の輸出およびコメ等の輸入に関し、海上輸送を原則、自国船社に限定するインドネシアの貨物留保新規則に関しては、同規則がインドネシア発着の貿易に深刻かつ具体的な影響を及ぼしかねないとして、当委員会事務局作成のポジションペーパーを

ベースに議論された。多くの出席者が、国際海運にとって自由貿易の原則が維持されることが重要との認識を強調し、同ペーパーを今後のASAのインドネシア政府宛レターのベースとすることを支持する一方、アセアン船主協会のインドネシア代表は、本規則に関しては国際社会に誤解が散見される旨を指摘した。審議の結果、同ペーパーは添付の通り採択され、本会議概要とともに公表されることとなった。また、各メンバー船協においては、同ペーパーを活用し、自国政府に自由貿易等の観点から必要な働きかけを行うことが推奨された。

4. 運河問題

日本海事センター松田琢磨研究員より、パナマ運河拡張の影響に関し、有益なプレゼンテーションがなされた。出席者は米国メキシコ湾岸からアジア諸国へのLNG輸送をはじめとするパナマ運河拡張による便益および通航料値上げと船混みリスクが米国発LNG輸送のコスト競争力の足かせとなる可能性について留意した。また、ASA事務局長が日本船主協会代表等とともに出席した第1回パナマ運河庁との定期対話が、昨年11月に成功裡に開催された旨報告がなされた。出席者は運河通航時の安全確保、また、過剰かつ突然の通航料引き上げを抑制するため、こうした運河当局とユーザーとの定期対話が重要である点を再確認した。

5. 独禁法適用除外制度・海運規制

ベネットICS副事務局長とロバート・マガバン弁護士（Cozen O'Connor事務所）/当委員会法律顧問により、各国・地域当局の最近の状況が報告された。とりわけ協定船社に高度に効率的な国際海運サービス提供を可能ならしめているコンソーシアム・アライアンスへの欧州委員会の競争法適用除外制度の見直しに出席者の注目が集まり、懸念を以て受け止められた。出席者は、船社間協定に対する独禁法適用除外制度は、定期船業界の健全な成長、ならびに貿易業界全体にとって信頼あるサービスを維持する上で必要不可欠である、というASAの長年の方針を再確認した。当委員会は、定期船社間協定への適用除外制度維持に向けた海運業界の取り組みに対するASAの積極的な支援を支持するとともに、そうしたASAの活動の継続を求めた。

6. 腐敗行為の撲滅

贈収賄その他の汚職行為は、船社の公正な取引にとって長年に亘る根深い障害であるとの点が改めて確認された。当委員会では、本件に係る動きを引き続き注視し、MACN*等の関係方面と連携してこの重要な問題の解決に取り組んでいくこととした。

***Maritime Anti-Corruption Network (MACN) :**

海運業界における公正な取引の実現に向け、腐敗排除・防止を目的とした活動を行っているグローバルネットワーク。日本からは川崎汽船、商船三井、日本郵船が参加。政府関係者や国際機関等、主要なステークホルダーと協力し、海運業界に係る腐敗の根本的な原因の究明とその軽減を目指している。

* * *

アジア船主協会（ASA）海運政策委員会（SPC）はASAのメンバー船協が諸規制、税制、貿易政策、関税問題、運河・インフラ問題、マクロ経済問題、政策広報などの政策問題を討議する場である。

※本件に関する問い合わせ先：日本船主協会 企画部 山上・村上（tel: 03-3264-7180）

備考：本試訳は参考資料として日本船主協会事務局で作成したもので、会議概要の正文は英文版となる。